

「医療費預かり金制度」 導入について

当院では医療費預かり金制度を導入させていただくこととしました。

2020年5月15日から

早朝7時から8時15分ごろまでの診療について

医療費を後日清算させていただくこととし、そのための一時金として 受診時に一律 1万円を預からせていただくこととしました。

過不足については、後日精算の際、会計窓口で返金又は追徴させていただきま
す。預かり証、保険証及び各種医療証をご持参の上、総合受付窓口にお越し
ください。

※翌月末までに精算にいらっしゃらない場合は、預かり金を医療費に充当させ
て頂きますことをご了承下さい。

※預かり金が、計算後の医療費よりも多かった場合の差額の保管期限は、受診
月から半年間とさせていただきますので、早めのご精算にご協力下さい。

大曲ファミリークリニック

院長 日高 輝夫